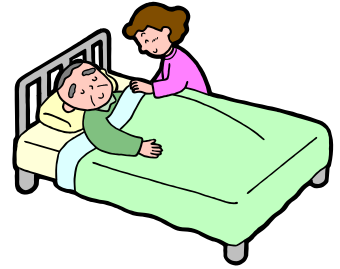


国民健康保険係からの減額申請のお知らせ

国民健康保険加入者の方が、入院したときの医療費や食事代が減額になる下記の各認定証の有効期限が平成20年7月31日となっていますので、引き続き該当する方は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。



申請時の課税状況によっては、該当しない場合もあります。

1 「限度額適用認定証」

70歳未満の方が入院した時の一部負担金が自己負担限度額までとなり、所得に応じて負担区分が決まります。

なお、70歳未満の方については国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付は受けられません。

2 「標準負担額減額認定証」

74歳までの住民税非課税世帯の方については、入院時の食事代が減額されます。

長期(申請から90日を経過)に入院される場合は、申請によって更に減額されます。

3 「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」

左記の1.2の要件に該当される方及び、70歳から74歳までの方について、入院時の自己負担限度額や食事代が減額されます。

申請に必要なもの

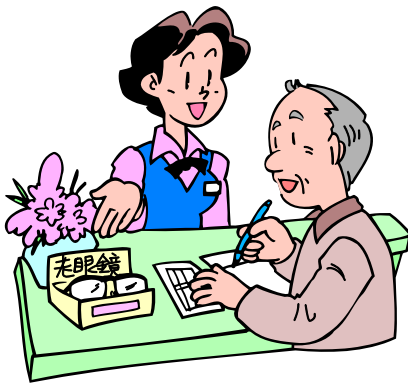
- ・被保険者証 ・高齢受給者証(高齢受給者のみ)
- ・現在お持ちの認定証 ・印鑑

申請先

健康福祉課国民健康保険係、各支所の市民係

問い合わせ先

国民健康保険係 ☎22-3167



■ 高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成20年7月31日までとなっていますので、前年の所得や収入により負担割合を判定し、8月1日交付分を7月下旬に郵送します。

■ 特定疾病療養受療証の更新について

国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方で、「人工透析を必要とする70歳未満の方」は、有効期限が平成20年7月31日までとなっていますので、前年の所得により自己負担限度額を判定し、8月1日交付分を7月下旬に郵送します。

後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者のうち 国保に加入した方への減免(2年間)について

社会保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行した方の被扶養者(旧)のうち、国民健康保険に加入した方については、新たな保険税の負担が生じました。このことによる急激な負担を軽くするため、下記の内容で申請されると2年間保険税が軽減されことになりました。該当する方は、早めに申請してください。

- | | |
|------|--|
| 対象者 | 旧被扶養者だった人が国民健康保険加入時に65歳以上の方 |
| 軽減内容 | ・保険税の所得割を免除
・旧被扶養者であった人の均等割を半額(7割・5割軽減世帯該当を除く)
・旧被扶養者であった人のみの世帯については平等割を半額(7割・5割軽減世帯該当を除く) |

【問い合わせ先】 税務課 市民税係 ☎22-3148